



防犯用具購入費補助事業について

1 趣 旨

本市では、高齢者の特殊詐欺被害防止対策として、令和4年度(2022年度)から、「迷惑電話防止機器」の購入費に対する補助を実施していますが、刑法犯認知件数をさらに減少させるためには、市、市民、警察が一体となって犯罪抑止策に取り組む必要があります、そのような中、市民においても、防犯対策設備や機器の設置・購入により、防犯対策に積極的に取り組んでいただくことで、防犯意識を高め、地域の犯罪抑止力の強化に繋げるものです。

2 事業内容

市民が購入した、防犯対策設備や機器費の一部に対して補助を行います。

3 補助金額

補助対象設備・機器購入費の2分の1(100円未満切り捨て)

上限 16,000円

4 予算措置

防犯用具購入費補助事業 3,200千円

うち 県補助金 776千円

5 その他

補助対象設備・機器

※予定であり、今後、県で公表される補助制度により対象設備は決まります。

住宅：センサーライト、防犯灯、カメラ付きインターホン、防犯フィルム、
補助錠、窓格子等

車両：ハンドルロック、タイヤロック、後付け盗難防止セキュリティ機器(イモビライザー、セキュリティアラーム)等

問合せ	総務部交通防犯課 担当：鈴木 052-603-2211、0562-33-1111(内線322)
-----	---